

東松山市避難行動要支援者  
避難支援プラン（全体計画）

平成25年（2013年）3月  
（令和4年（2022年）3月改訂）

東松山市

# 目 次

第1章 基本的な考え方	
1 背景と目的	1
2 自助・共助・公助の必要性	1
3 計画の位置付け	2
4 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者の定義	2
第2章 避難行動要支援者に対する支援	
1 避難行動要支援者の範囲	3
2 避難支援等関係者	3
第3章 避難行動要支援者情報の把握及び共有の方法	
1 避難行動要支援者名簿の作成	5
2 名簿情報提供に関する意思確認	5
3 名簿の提供、管理	6
4 名簿情報の更新	7
第4章 避難情報伝達体制の整備	
1 避難に関する情報	8
2 市からの情報伝達	8
第5章 個別避難計画	
1 個別避難計画の策定	9
2 個別避難計画の内容	9
<b>【資料】</b>	
東松山市避難行動要支援者（新規・変更）名簿登録申請書	10
東松山市避難行動要支援者個別避難計画	12
東松山市避難行動要支援者名簿登録取消申請書	14

## 第1章 基本的な考え方

### 1 背景と目的

近年、東日本大震災や平成28年熊本地震をはじめとする地震、集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が発生しています。令和元年東日本台風(台風第19号)は東日本一帯に大きな被害をもたらし、本市においても甚大な被害が発生しました。このような災害時においては、特に高齢者や障害のある方など自力で避難することが困難な方(以下「避難行動要支援者」という。)が逃げ遅れたり、必要な情報が伝わらなかつたりするなど、その対策が課題となっています。大規模な災害の発生時において、行政機関等による救援体制が整うまでに時間を要することも想定されるため、地域住民などによる避難支援などの取組や助け合いは、必要不可欠なものとなります。近隣住民による日頃からの見守りや自治会、自主防災組織といった地域の力を活用し、地域における共助の支援体制を構築していく必要があります。

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正し、同年8月には「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。これにより、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、名簿を活用した避難支援がなされるよう措置が講じられました。また、令和3年5月には改めて災害対策基本法の一部を改正し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が、市町村の努力義務であると位置付けられ、取組指針も改定されました。

東松山市では、令和元年東日本台風等の教訓と国の取組指針等に対応するため、平成25年に策定した「東松山市災害時要援護者避難支援プラン」を見直し、このたび避難行動要支援者への支援がより実効性のあるものとなるよう「東松山市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」(以下「避難支援プラン」という。)を策定しました。

この避難支援プランは、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものとし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市などの行政機関の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら大規模災害時における地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

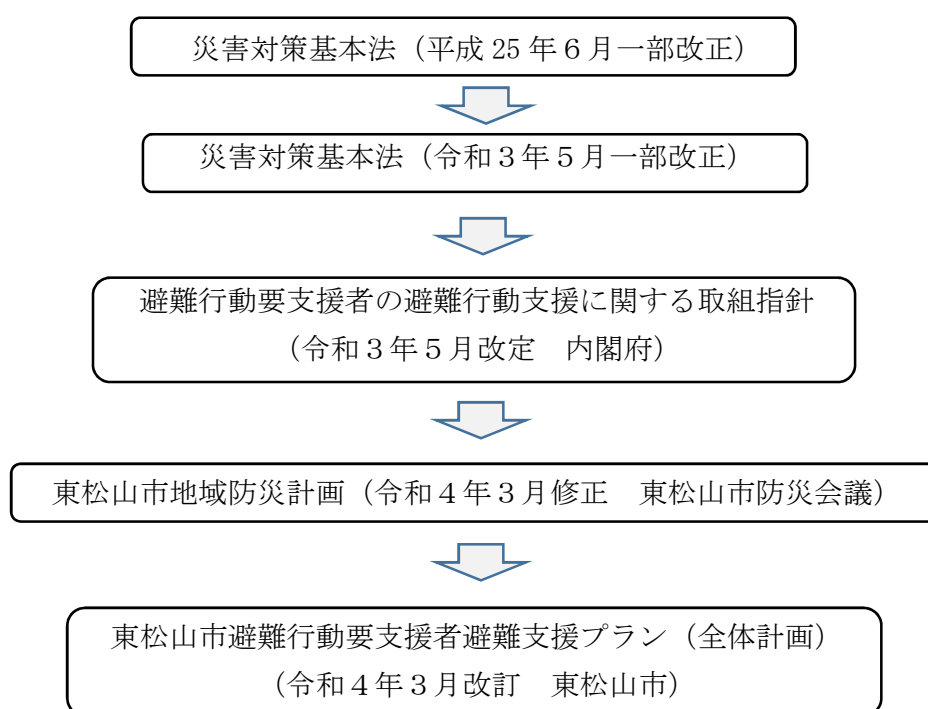
### 2 自助・共助・公助の必要性

大規模な災害が発生した場合、行政機関等による公的な支援には限界があります。避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分が守る「自助」、その上で近隣住民への声掛けや安否確認、さらに自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の組織的な安否確認や避難支援等の「共助」が重要となります。

避難行動要支援者の避難支援に当たっては、行政機関等による支援活動の「公助」に併せて、地域の様々な人と人とのつながりにより平常時や災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められています。

### 3 計画の位置付け

避難支援プランは、国の取組指針を踏まえ、東松山市地域防災計画の下位計画として、避難支援に関する事項を具体化しています。



### 4 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者の定義

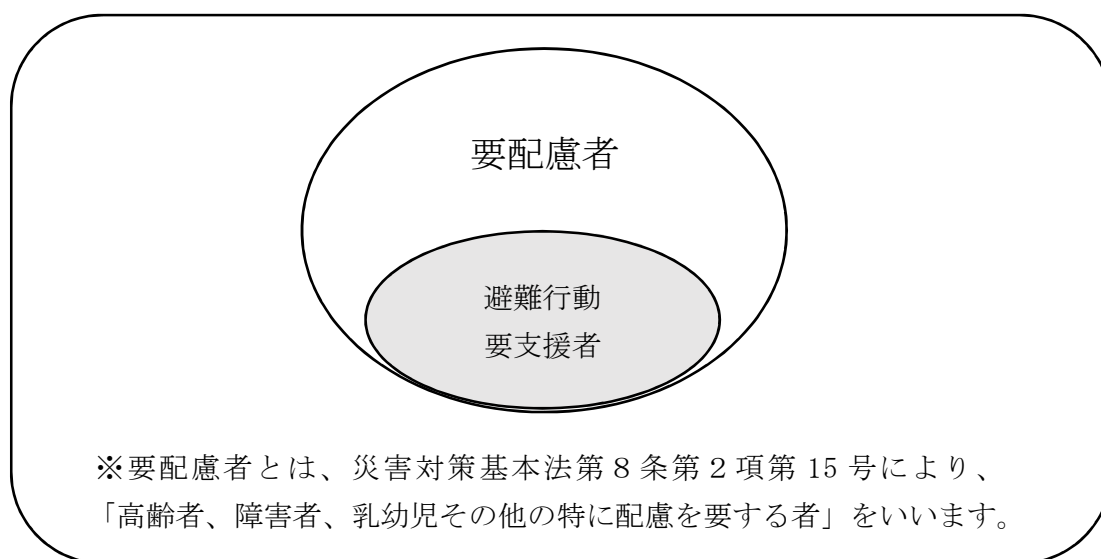
災害対策基本法の一部改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」及び「避難支援等関係者」の定義を定めています。

用語	内容
要配慮者	災害の発災前、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

## 第2章 避難行動要支援者に対する支援

### 1 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、災害対策基本法第49条の10第1項の規定により、「市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいいます。



避難支援プランにおける避難行動要支援者名簿に登録する対象者の範囲は、在宅者のうち、次に掲げる者とします。

名簿登録対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>① 要介護認定3～5を受けている者</li><li>② 身体障害者手帳1級、2級を所持する者 (18歳未満及び上肢・内部障害のみで該当する者を除く)</li><li>③ 療育手帳<sup>①</sup>、A、Bを所持する者(18歳未満を除く)</li><li>④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する者 (18歳未満を除く)</li><li>⑤ その他市長が認める者</li></ul>
---------	--

### 2 避難支援等関係者

#### (1) 避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に携わる関係者を避難支援等関係者といいます。

避難行動要支援者制度の趣旨は、要支援者名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命と身体を災害から守

ることにあります。

そのため、平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人等より同意を得られた場合は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、次に掲げる避難支援等関係者に対し、対象地域の名簿を提供します。

名簿提供先 (避難支援等関係者)	① 自治会 ② 自主防災組織 ③ 民生委員 ④ 社会福祉協議会 ⑤ 地域福祉コーディネーター ⑥ 警察署・消防署 ⑦ その他の避難支援等の実施に携わる関係者
---------------------	--

#### (2) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿を活用した災害時における避難支援等は、あくまでも地域の助け合い（共助）による活動となります。

避難支援等関係者が避難支援等を行う場合は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全が確保された上で、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲での避難支援であることを念頭に置き、危険を冒してまでの無理な支援は避けることが基本となります。

市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等を適切に行ったとしても十分に支援することができない可能性があることや法的な責任や義務を負うものでないことを理解してもらうよう努めるものとします。

### 第3章 避難行動要支援者情報の把握及び共有の方法

#### 1 避難行動要支援者名簿の作成

##### (1) 情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿の登録対象者を把握するため、市の関係各部署等で把握している要介護認定者や障害者手帳所持者等の情報を集約します。

名簿に登録する個人情報や必要事項等については、災害対策基本法第49条の10第2項の規定に基づき、以下のとおりとします。

名簿に記載する個人情報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
-------------	--

#### 2 名簿情報提供に関する意思確認

##### (1) 同意の取得

災害時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を速やかに行うためには、避難行動要支援者本人にとって身近な避難支援等関係者が名簿情報を事前に把握しておくことが重要ですが、名簿情報を平常時より避難支援等関係者に提供するには、避難行動要支援者本人の同意が必要になります。

そのため、市では、避難行動要支援者名簿の登録対象者に対し、郵送等により事前に意思確認（同意の有無の確認）を行い、同意した方のみを抽出した名簿を別に作成し、避難支援等関係者に提供します。

区分	内容	活用
名簿①	避難行動要支援者の要件を満たすすべての方を掲載した名簿	災害時や緊急時には、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に提供し、避難支援等に活用する。
名簿②	名簿①から平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した方のみを抽出した名簿	平常時より避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援のほか、訓練時等にも活用する。

## (2) 同意の確認方法

- ① 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供する場合は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき、原則として避難行動要支援者の同意（以下「本人の同意」という。）を得るものとします。
- ② 本人の同意を確認する際は、文書により確認することを基本とします。
- ③ 文書による同意を得ることが困難な場合であって、口頭等により本人が実質的に同意していると判断できるときは、本人の同意があったものとして取り扱うものとします。
- ④ 認知症や重度の障害があること等により、同意によって生じる結果について判断する能力を有しないと認められる避難行動要支援者に対しては、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、本人の同意があったものとして取り扱うことができるものとします。

## (3) 郵送による同意の確認

- ① 本人の同意を確認する際は、郵送により確認することができるものとします。
- ② 郵送により本人の同意を確認する場合は、確認書面の返送期日を定め、その返送を本人等に求めるものとします。
- ③ 本人等から避難行動要支援者名簿制度の詳しい内容の説明を求められたときは、制度を分かりやすく説明するなど、適切に対応するものとします。
- ④ 確認書面が返送期日までに返送されない場合は、東松山市情報公開・個人情報保護運営審議会の答申に基づき、同意があったものとみなします。

## (4) 不同意の方への対応

不同意の方を含む名簿については、平常時は非開示情報として扱いますが、災害時や緊急時においては、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供し、避難支援等への協力を求めるものとします。

## 3 名簿の提供、管理

### (1) 名簿提供の目的

平常時より避難支援等関係者に提供する名簿は、災害時や緊急時など避難行動要支援者の生命や身体を守る必要がある際に、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくことを目的として提供します。

### (2) 名簿の提供

市は、避難支援体制を整備するため、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、災害対策基本法第 49



条の 11 第 2 項の規定に基づき、避難支援等関係者に対し、対象地域の名簿を提供します。

### (3) 名簿の適正管理

市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるよう努めます。

また、市のみならず避難支援等関係者においても、災害対策基本法第 49 条の 13 の規定に則り、名簿情報を適正に管理するものとします。

## 4 名簿情報の更新

災害発生時や緊急時に迅速かつ適切な避難支援に役立てるため、市はデータによる名簿情報の更新を随時行うとともに、避難支援等関係者が保有する名簿情報の更新を定期的に行います。

また、避難行動要支援者の転入、転出や死亡、医療機関等への長期入院や社会福祉施設等への入所等が確認された場合は、名簿更新時に避難行動要支援者名簿への登録や登録の取消しを行います。

なお、平常時に避難支援等関係者へ名簿情報を提供する意思確認（本人の同意）については、変更の申し出がない限り継続されるものとします。

## 第4章 避難情報伝達体制の整備

### 1 避難に関する情報

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報を発令します。

警戒レベル	避難情報等	居住者等がとるべき行動
レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める
レベル2	大雨・洪水・高潮 注意報	自らの避難行動を確認
レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難
レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難
レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！

### 2 市からの情報伝達

市は、災害時における避難情報や災害関連情報が避難行動要支援者及び避難支援等関係者に迅速かつ的確に伝達されるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めます。

情報伝達手段	情報の種類	
	音声	文字
防災行政無線	○	
広報車	○	
テレビ（放送事業者への情報提供による放送）	○	○
市ホームページ		○
メール配信		○

## 第5章 個別避難計画

### 1 個別避難計画の策定

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者一人ひとりに対する支援方法を示した個別避難計画の策定に努めます。

### 2 個別避難計画の内容

個別避難計画には、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載します。

個別避難計画に記載する事項	① 避難場所 ② 緊急時の連絡先 ③ 避難支援等実施者情報 ④ 避難時に配慮しなくてはならない事項 ⑤ その他避難支援時の留意事項
---------------	---

【資料】

(表)

東松山市避難行動要支援者名簿（新規・変更）登録申請書

申請日 年 月 日

東松山市長 あて

私は、災害時等における地域の支援を受けるため避難行動要支援者としての登録（変更）を申請します。また、私が届け出た個人情報を自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、地域福祉コーディネーター、警察署、消防署、その他の避難支援等の実施に携わる関係者へ提供することに同意します。

登録希望者署名

（登録希望者本人が署名できない場合は、代理の方の署名をお願いします。）

代理人住所

電話番号 ( )

氏名

登録者との関係 ( )

登録を希望する人

住 所	〒		電話番号	( )	
	東松山市		携帯電話	— —	
ふりがな			性別	明・大・昭・平・令	年齢
氏 名			男・女	生年月日	年 月 日
世 帯 員	氏 名	(続柄 )	氏 名	(続柄 )	
	氏 名	(続柄 )	氏 名	(続柄 )	

登録区分（該当する項目すべてにチェックをしてください。）

<input type="checkbox"/> 要介護（ 3 4 5 ）
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（ 1級 2級 ） <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 療育手帳（ ㉠ A B ）
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（ 1級 2級 ）
<input type="checkbox"/> その他支援を必要とする方（ )

緊急連絡先

氏 名		登録者との関係	
住 所		電 話 番 号	( )
氏 名		登録者との関係	
住 所		電 話 番 号	( )

※裏面もご記入下さい。

(裏)

避難支援者(ご家族やご近所の方など、災害時に避難等を支援してくれる方がいる場合には、その方の同意を得てご記入ください。)

氏名		登録者との関係	
住所		電話番号	( )
氏名		登録者との関係	
住所		電話番号	( )

地域の情報

町内会・自治会名	<input type="checkbox"/> 未加入
----------	------------------------------

特記事項

かかりつけの医療機関、現在受けている治療や服薬している薬名、既往症、避難先での留意事項等避難の際、知っておいてほしい事項があれば記入してください。

この申請書に関する情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るために使用するほか、日常の支援活動に利用するものであり、その用途以外に使用したり、他に情報を提供することは一切ありません。

市役所使用欄

受付印	受付番号	個別避難計画	備考
		年 月 日 作成	

## 東松山市避難行動要支援者個別避難計画

作成日 年 月 日

避難行動要支援者

登録番号

住 所	〒		電話番号	( )	
	東松山市		携帯電話		
ふりがな		性別	生年月日	明・大・昭・平・令	年齢
氏 名		男・女		年 月 日	
世帯員	氏名	(続柄)	氏名	(続柄)	
	氏名	(続柄)	氏名	(続柄)	

登録区分

<input type="checkbox"/> 要介護 ( 3 4 5 )
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( 1級 2級 ) <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 療育手帳 ( ㉠ A B )
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( 1級 2級 )
<input type="checkbox"/> その他支援を必要とする方 ( )

緊急連絡先

氏 名		登録者との関係	
住 所		電 話 番 号	( )
氏 名		登録者との関係	
住 所		電 話 番 号	( )

避難支援者

氏 名		登録者との関係	
住 所		電 話 番 号	( )
氏 名		登録者との関係	
住 所		電 話 番 号	( )

地域の情報

町内会・自治会名		<input type="checkbox"/> 未加入
----------	--	------------------------------

特記事項

--

避 難 場 所	
情報伝達での留意事項	
避難時に携行する医薬品等	
かかりつけ医療機関・既往症	
避難場所・避難経路	

東松山市避難行動要支援者名簿登録取消申請書

申請日 年 月 日

東松山市長 あて

住 所

申 請 者 氏 名

電話番号

以下の事由により、東松山市避難行動要支援者名簿の登録の取消しを申請します。

避難行動要支援者名簿の登録の取消しをする事由